

2021年8月31日

株式会社 デコス

## 保証制度改訂のお知らせ

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧厚く御礼申し上げます。

さて、このほど弊社では、住宅業界での脱炭素化の動きから今後 HEAT20・G2 や G3 物件が増え、また付加断熱仕様の防火構造認定取得も進むことを踏まえ、現在の「木造住宅内部結露被害 20 年保証制度」を改訂することと致しました。

具体的には、**2021/12/1(水)保証書発行物件より「付加断熱部位保証対象外」と**なります。

詳細につきましては、下記をご覧ください。

保証制度改訂により何かとご迷惑をおかけするかと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

略式ながら書中にてお知らせ申し上げます。

敬具

.....

### 「付加断熱部位保証対象外」について

現在、デコスで運用中の「木造住宅内部結露被害 20 年保証制度」では、内部結露計算により結露判定が無ければ保証対象としています。

ここで、付加断熱の場合には、デコスと他社製品の組合せ数は無限大となっています。

しかしながら、他社製品は製品や施工の品質管理方法、性能劣化の程度、デコスファイバーとの組合せによる影響もわかりません。

そもそも、デコスは自社製品の断熱性能(断熱材品質+施工品質)以外を担保出来ず、実証実験もなく付加断熱物件へ保証を行っていること自体に問題があると考えました。

今後、HEAT20・G2 や G3 物件が増え、付加断熱仕様の防火構造認定取得も進みます。

それに比例して、付加断熱物件での初期結露などに起因する結露事故も増えることが予想されます。

結露事故発生の際、他社製品での初期結露・雨漏り・施工不良などに原因があった場合でも、まずは内部結露被害を保証しているデコスが対応を迫られることとなります。これは、不平等かつ理不尽な話で、また原因追及も解決も困難必至となります。上記理由により、検討の結果、**2021/12/1(水)保証書発行物件より「付加断熱部位保証対象外」とすることとなりました。**

## ■Q&A

Q：なぜ付加断熱部位は保証対象外となるのでしょうか？

A：他社製品と組合せに起因する内部結露被害は、デコスでは保証出来ないため。

Q：屋根がデコス、壁がデコスと他社製品との付加断熱物件のケースはどうなりますか？

A：屋根のみが保証対象となります。

Q：壁で柱間と耐力面材外側にデコス同士を付加断熱するケースはどうなりますか？

A：デコスファイバー同士の付加断熱は自社製品のため保証対象となります。

Q：リフォーム物件はどうなりますか？

A：新築同様の扱いとなります。

Q：今までのデコスと他社製品との付加断熱物件はどうなりますか？

A：保証制度改訂前の物件は保証対象となります。

## ■今後の予定

- ・保証書自動発行システム変更
- ・保証約款「保証の免責事項」追記
- ・Q&A 追記
- ・デコス HP 追記

**・2021/12/1(水)保証書発行物件より実施**